
学会からのお知らせ

年会費の変更についてのお知らせ

会員の皆様におかれましては、日頃から本学会の活動と運営にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月から施行される消費税率変更に伴い、本学会の運営にも大きな負担が予想されます。2014年4月の消費税率変更時には、会員のご負担を最小限にするために、本学会の年会費は消費税率変更前と同額に据えて運営をして参りました。しかし、昨今の本学会の経済的な状況は厳しいものであり、本学会理事の協力により支出を抑えるよう努めてまいりましたが、この数年は赤字予算を組まねばならない状態となっております。

今後、本学会が活動を維持し、さらなる発展をめざすためには、今回の消費税率の変更も考慮しつつ、年会費の変更をお願いすることが必要との判断となりました。2019年6月28日開催の総会において、本会の会費についての会則第11条の改正案が決議され、2020年度より本学会の正会員および機関会員の年会費を変更することが下記の通り承認されました。

ここに会員の皆様にお知らせするとともに、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 年会費

正会員： 改正後 6,000円（現行 5,000円）

機関会員：改正後 12,000円（現行 10,000円）

（学生会員、賛助会員の会費に変更はありません）

2. 実施時期

2020年度年会費より

2019年9月末日

日本微生物資源学会会長 大熊盛也